



秋田県公報

目次 ページ

告示

皆伐面積の限度(四九三・森林整備課)……………1

告 示

秋田県告示第四百九十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。

平成十八年六月一日

秋田県知事 寺田 典城

水沢川	米代川下流	阿仁川	米代川中流	米代川上流	同一の単位とされる保安林(ヘクタール)	皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)	所在市町村
						水源かん養保安林(ヘクタール)	
三〇一・四二	七二五・一九	一、三五五・九四	一、二二一・九二	一、三三〇・二五		七二・七六	鹿角市、小坂町
八四・〇〇	七六・二〇	九四・五七	二二六・一四	七二・七六			大館市、北秋田市
八峰町	能代市、藤里町	北秋田市、上小阿仁村	大館市、北秋田市	鹿角市、小坂町			

三種川	五三・三〇	三一・〇〇	三種町
馬場目川	二四一・九一	六・五八	湯上市、五城目町、井川町
男鹿地区	四・八四	七・一〇	男鹿市
太平川	二〇八・九二	五・七〇	秋田市
雄物川下流	五〇四・三一	七三・三四	秋田市、大仙市
玉川	一、一六二・八四	九七・二六	仙北市
川口川	二三九・七六	三三・八〇	大仙市、美郷町
平鹿地区	四二五・〇七	五二・〇六	横手市
皆瀬川	五〇六・三二	一六四・二二	湯沢市、横手市、東成瀬村
雄物川上流	七〇二・九六	一一九・二四	湯沢市、羽後町
子吉川下流	一七四・六四	五〇・〇二	由利本荘市
子吉川上流	五三六・三二	八四・四四	由利本荘市、羽後町
白雪川	一八二・五六	八・三〇	由利本荘市、にかほ市
同一の単位とされる保安林(残存許容限度)(ヘクタール)			所在市町村
峰	浜飛砂防備保安林	九・三二	八峰町
能代		一七・六二	能代市
八竜		〇・四〇	三種町
男鹿		一・九〇	男鹿市
秋田上北		一・〇八	秋田市、湯上市

秋田	南飛砂防備保安林	一三・三八	秋田市
由利本荘		六・八八	由利本荘市
金浦		〇・一〇	にかほ市
八	森防風保安林	〇・五八	八峰町
八		〇・二四	三種町
男鹿		二二・四六	男鹿市
秋田南		〇・六二	秋田市
米代川上流干害防備保安林		〇・六四	鹿角市
米代川中流		一三・二二	大館市、北秋田市
阿仁川		一・八二	北秋田市
米代川下流		〇・九六	藤里町
三種川		三三・四二	三種町
馬場目川		四〇・五二	湯上市、井川町
男鹿地区		一・二〇	男鹿市
太平川		一・〇〇	秋田市
雄物川下流		七・九〇	秋田市、大仙市
玉川		四・七四	仙北市
川口川		三・二六	大仙市、美郷町
平鹿地区		一・二二	横手市
皆瀬川		七・〇〇	湯沢市、東成瀬村

五 城 目 "	本 莊 "	皆 瀬 "	田 沢 湖 "	角 館 "	河 辺 "	秋 田 保 健 保 安 林	白 雪 川 "	子 吉 川 上 流 "	子 吉 川 下 流 "	雄 物 川 上 流 干 害 防 備 保 安 林
二・三 八	〇・二 〇	〇・二 八	二・五 八	〇・六 四	〇・六 二	七・六 四	二・九 四	二・三 四	一・九 六	二・〇 三
五城目町	由利本莊市	湯沢市	仙北市	仙北市	秋田市	秋田市	にかほ市	由利本莊市	由利本莊市	湯沢市

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六
FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社

